

令和6年7月3日

京都市都市計画局

担当：まち再生・創造推進室

電話：075-222-3503

京町家相談員（大工）の追加募集！
～7月8日から募集を開始します～

「京町家相談員」（大工の区分）の追加募集

京都市では、京町家の保全及び継承に関する条例の施行に伴い、相談体制を充実させるため、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を『京町家相談員』として登録しています。

この度、京町家に関する工事経験が豊富で意欲のある大工の方により多く携わっていただき、相談体制をより一層充実させるため、京町家相談員（大工の区分）として御活躍いただける方を7月8日（月）から追加募集します。

1 「京町家相談員」について

(1) 役割

京都市又は京都市景観・まちづくりセンターからの派遣依頼を受け、京町家所有者等からの相談に対して、専門的なアドバイスなどの相談対応を行っています。

(2) 謝金

相談対応1回につき、5,000円（源泉徴収所得税控除後）の謝金をお支払いします。

2 募集概要

(1) 募集予定数

登録の区分	大工
必要人数	10名程度

(2) 応募期間

令和6年7月8日（月）～8月23日（金）（郵送の場合は、必着）

(3) 提出物

- ①京町家相談員応募用紙
- ②応募の区分に応じた資格証明書の写し
- ③実務経験申告書

(4) 応募方法

(3)の提出物を、5(1)応募先まで持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。応募用紙は、当室及び京都市景観・まちづくりセンターで配布しているほか、以下のホームページからダウンロードできます。F A Xでの応募は不可とします。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000329158.html>



(5) 応募要件

次のいずれにも該当している者であること。

ア 次に掲げるいずれかに適合すること。

(ア) 次のいずれにも該当する者であること。

- ・ 一級建築士若しくは二級建築士、木造建築士、一級建築大工技能士若しくは二級建築大工技能士又は一級施工管理技士若しくは二級施工管理技士の資格を有すること。
- ・ 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事※の業務実績を、応募日から起算して過去10年以内に5件以上有すること。

(イ) 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事※の業務実績を、応募日から起算して過去10年以内に10件以上有すること。

イ 京都府内の事業所に勤務する者であること。

ウ 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

オ 京都市の市税を滞納していないこと。

カ 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が上記エ、オいずれの要件も満たしていること。

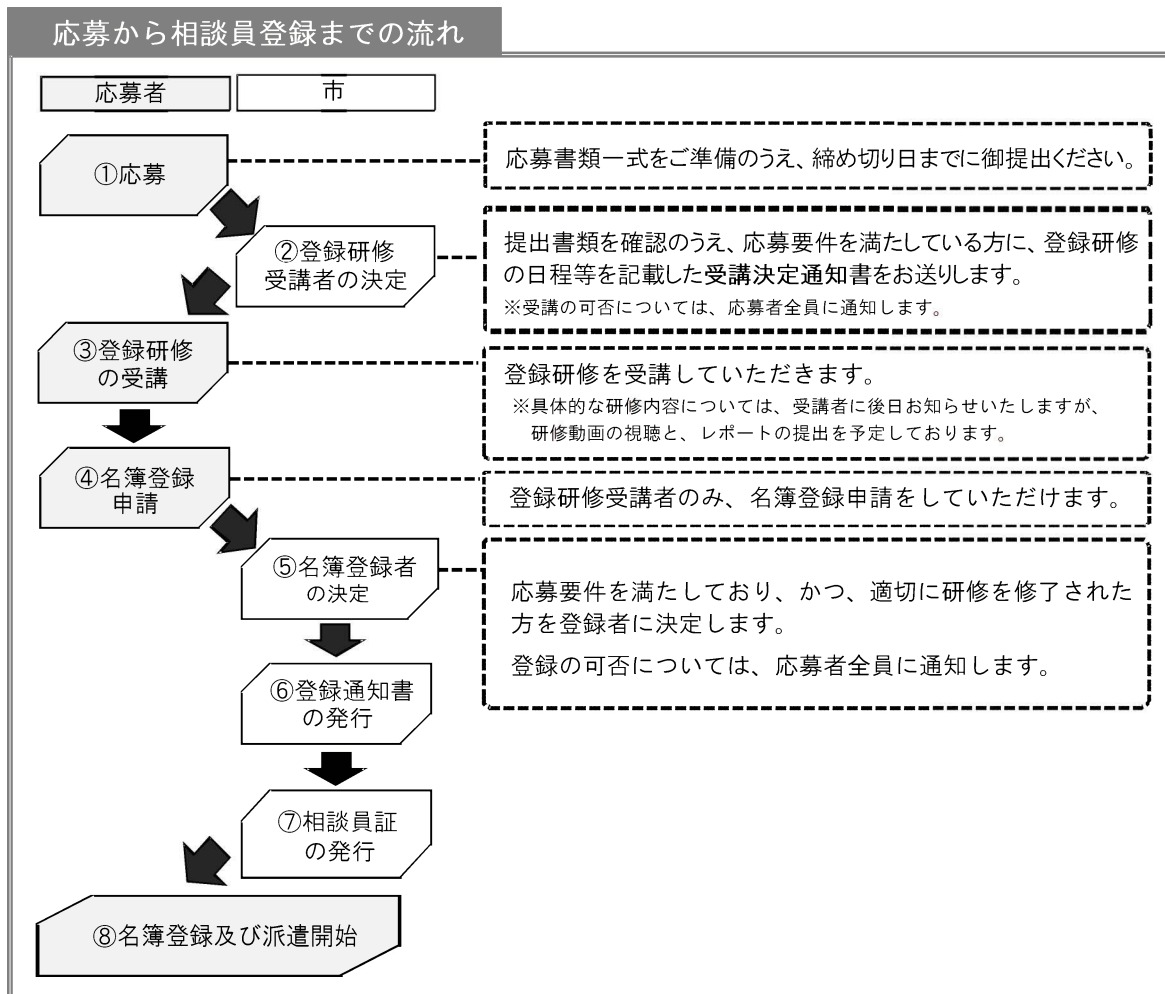
キ 応募日から起算して過去1年以内に申込資格に関して建築士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに免許取消処分（第10条）を受けていないこと。

ク 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が応募日から起算して過去1年以内に申込資格に関して建設業法に基づく指示処分及び営業停止処分並びに許可取消処分（第28条、第29条）を受けていないこと。

ケ 京町家の保全及び継承に関する条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組むこと。

※ 伝統的軸組構法に関する工事とは、伝統的軸組構法による木造住宅の新築工事又は根継ぎ、歪み突き、揚げ前、土壁の改修を含む工事を指します。

3 応募から相談員登録までの流れ



4 応募に関する注意点

- ・ 応募書類等により内容の審査を行いますので、応募者全員が登録されるわけではありません。
- ・ 登録期間は、令和8年3月31日までとなります。更新時には、更新研修を受けていただく必要があります。
- ・ 登録後、別途スキルアップ研修を開催する予定です。
- ・ 京町家相談員として営業活動ができませんので御了承ください。

5 応募・問合せ先

(1) 応募先

【『京町家相談員』事務局】

京都市景観・まちづくりセンター（担当 西井、花崎、網野）

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1

（河原町五条下る東側） 「ひと・まち交流館 京都」 B1 階

電話：(075) 354-8701 E-mail：machi.info@hitomachi-kyoto.jp

(2) 制度に関する問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 松村、湯川）

様式 1（第 3 条関係）

京町家相談員応募用紙

年 月 日

（あて先）京都市長

応募者	(ふりがな) 氏 名	-----
	自宅	〒 ー
		(TEL) (FAX)
		(メール) (携帯)
	登録の区分	☐ 宅地建物取引士 ☐ 大工 ☐ 建築士 ☐ 税理士
勤務する 事業所	名 称	支店名や営業所名まで記入してください。
	勤 務 地	〒 ー
		(TEL) (FAX)
		(メール) (携帯)
希望する連絡先 (市からの通知等の送付先)		☐ 自宅 ☐ 勤務地
確認事項	私は、次の事項に該当すること、及びこの応募用紙の記載事項について事実と相違のないことを誓約します。 ☐ 京町家の保全及び継承に関する条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組むこと。 「相談員として、京町家の保全及び継承にどのように取り組むか」についてご記入ください。 ☐ 保有資格や実務経験等、登録の区分に応じた応募要件を満たしていること。 ☐ 事業参画^{注1}について、勤務する事業所の長^{注2}の承認を得ていること。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が暴力団員等^{注3}でないこと。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が京都市の市税を滞納していないこと。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が、応募日から起算して過去 1 年以内に懲戒処分又は監督処分を受けていないこと。	
応募動機		
所属団体	応募者又は当該応募者を社員とする法人が所属する団体等を記載してください。 複数の団体等に所属する場合は、そのすべてを記載してください。	

注 1 事業参画とは、本件応募及び京町家相談員に関する事業への参画をいいます。

注 2 勤務する事業所の長とは、支店長や営業所長など応募者が勤務する職場の所属長をいいます。

注 3 暴力団員等とは、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいいます。

※ 該当する ☐ にはレ印を記入してください。

【備 考】 この応募用紙に記載された内容については、所属関連団体にお知らせすることがあります

受講番号

※ 記入しないこと。

大

京町家相談員応募(区分:大工)

実務経験申告書

応募者氏名

私の伝統的軸組構法に関する工事の実務経験については、下記のとおりであることを申告します。

記入注意

- ※1 この申請書は、大工の区分での登録を希望する方のみ御記入ください。
- ※2 「京町家に関する業務実績」は、工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事の実務実績とします。なお、「伝統的軸組構法に関する工事」とは、伝統的軸組構法による木造住宅の新築工事又は根継ぎ、歪み突き、揚げ前、土壁の改修を含む工事を指します（在来軸組工法の新築は含まれません。）。
- ※3 応募日から起算して過去10年以内の実績を御記入ください。

従事年数	年
------	---

京町家に関する業務実績 ^{※2} （過去10年）	合計	件
京町家に関する実務実績について、主なもの5件分（別表(2)欄(ろ)項イの要件での応募の場合は10件分）の実務経験内容について記載ください。 ※可能な範囲で、改修前、改修後など、工事の内容がわかる写真や図面を別途添付してください。		
1	物件名 〔 工事内容 ☐ 伝統的軸組構法に関する工事（ ☐ 新築・ ☐ 根継ぎ・ ☐ 歪み突き・ ☐ 揚げ前・ ☐ 土壁の改修） 〔 公的助成制度の利用 ☐ 無し ☐ 有り（利用した制度：	〕 〕 ） 〕 ）
2	物件名 〔 工事内容 ☐ 伝統的軸組構法に関する工事（ ☐ 新築・ ☐ 根継ぎ・ ☐ 歪み突き・ ☐ 揚げ前・ ☐ 土壁の改修） 〔 公的助成制度の利用 ☐ 無し ☐ 有り（利用した制度：	〕 〕 ） 〕 ）

※ この書類に記載された個人情報、京町家相談員としての登録に必要な書類の作成等に使用し、それ以外の目的には使用しません。

3	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（<u>新築</u>・<u>根継ぎ</u>・<u>歪み突き</u>・<u>揚げ前</u>・<u>土壁の改修</u>） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
4	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（<u>新築</u>・<u>根継ぎ</u>・<u>歪み突き</u>・<u>揚げ前</u>・<u>土壁の改修</u>） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
5	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（<u>新築</u>・<u>根継ぎ</u>・<u>歪み突き</u>・<u>揚げ前</u>・<u>土壁の改修</u>） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
※ 別表(2)欄(ろ)項イの要件（業務実績が過去１０年以内に１０件以上）での応募の場合は、１０件分までご記入ください。	
6	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（<u>新築</u>・<u>根継ぎ</u>・<u>歪み突き</u>・<u>揚げ前</u>・<u>土壁の改修</u>） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）

※ この書類に記載された個人情報は、京町家相談員としての登録に必要な書類の作成等を使用し、それ以外の目的には使用しません。

7	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（新築・根継ぎ・歪み突き・揚げ前・土壁の改修） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
8	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（新築・根継ぎ・歪み突き・揚げ前・土壁の改修） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
9	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（新築・根継ぎ・歪み突き・揚げ前・土壁の改修） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）
10	物件名 〔 〕 工事内容 □ 伝統的軸組構法に関する工事（新築・根継ぎ・歪み突き・揚げ前・土壁の改修） 〔 〕 公的助成制度の利用 □ 無し □ 有り（利用した制度： ）

※ この書類に記載された個人情報は、京町家相談員としての登録に必要な書類の作成等を使用し、それ以外の目的には使用しません。